

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成20年6月20日
【中間会計期間】	第52期中(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)
【会社名】	株式会社タカトリ
【英訳名】	Takatori Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 駒井 幸三
【本店の所在の場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 大西 正純
【最寄りの連絡場所】	奈良県橿原市新堂町313番地の1
【電話番号】	0744(24)8580
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 大西 正純
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日	自平成18年 10月1日 至平成19年 9月30日
売上高(千円)	3,129,955	3,195,923	-	6,584,547	7,007,580
経常利益(千円)	322,757	286,868	-	726,026	798,367
中間(当期)純利益(千円)	283,636	165,406	-	506,583	426,516
純資産額(千円)	5,100,487	5,431,552	-	5,351,075	5,652,243
総資産額(千円)	8,387,862	8,072,135	-	8,463,098	8,965,119
1株当たり純資産額(円)	935.77	988.15	-	974.75	1,027.73
1株当たり中間(当期)純利益(円)	52.45	30.15	-	93.12	77.75
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	51.67	30.11	-	91.26	-
自己資本比率(%)	60.8	67.2	-	63.2	62.9
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	36,341	565,577	-	90,628	896,030
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	16,149	91,880	-	216,684	113,012
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	93,264	255,607	-	135,863	274,208
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	2,147,200	2,143,968	-	1,925,604	2,434,992
従業員数	268	292	-	276	326
[外、平均臨時雇用者数](人)	[10]	[11]	[-]	[9]	[16]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第52期中は、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、連結経営指標等は記載しておりません。

3. 第51期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第50期中	第51期中	第52期中	第50期	第51期
会計期間	自平成17年 10月1日 至平成18年 3月31日	自平成18年 10月1日 至平成19年 3月31日	自平成19年 10月1日 至平成20年 3月31日	自平成17年 10月1日 至平成18年 9月30日	自平成18年 10月1日 至平成19年 9月30日
売上高(千円)	3,027,788	2,870,719	3,224,232	6,382,983	6,356,477
経常利益(千円)	346,518	219,118	320,263	763,921	697,061
中間(当期)純利益(千円)	305,685	104,531	201,870	541,016	335,155
持分法を適用した場合の投資利益(千円)	-	-	7,794	-	-
資本金(千円)	948,880	963,230	963,230	963,230	963,230
発行済株式総数(株)	5,456,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490	5,491,490
純資産額(千円)	5,155,757	5,426,002	5,754,158	5,415,442	5,610,291
総資産額(千円)	8,372,447	7,935,496	8,227,935	8,448,019	8,683,530
1株当たり純資産額(円)	-	-	1,048.99	-	-
1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	36.80	-	-
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益(円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	7.5	8.5	17.0	17.0
自己資本比率(%)	61.6	68.4	69.9	64.1	64.6
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	-	-	29,847	-	-
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	-	-	267,224	-	-
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	-	-	217,112	-	-
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高(千円)	-	-	1,960,668	-	2,415,158
従業員数 [外、平均臨時雇用者数](人)	223 [10]	220 [11]	226 [23]	225 [9]	219 [16]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第51期までの「持分法を適用した場合の投資利益」については、(中間)連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。
3. 第51期までの「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間(当期)純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」については、(中間)連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。また、第52期中の「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第51期までの「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高」については、(中間)連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

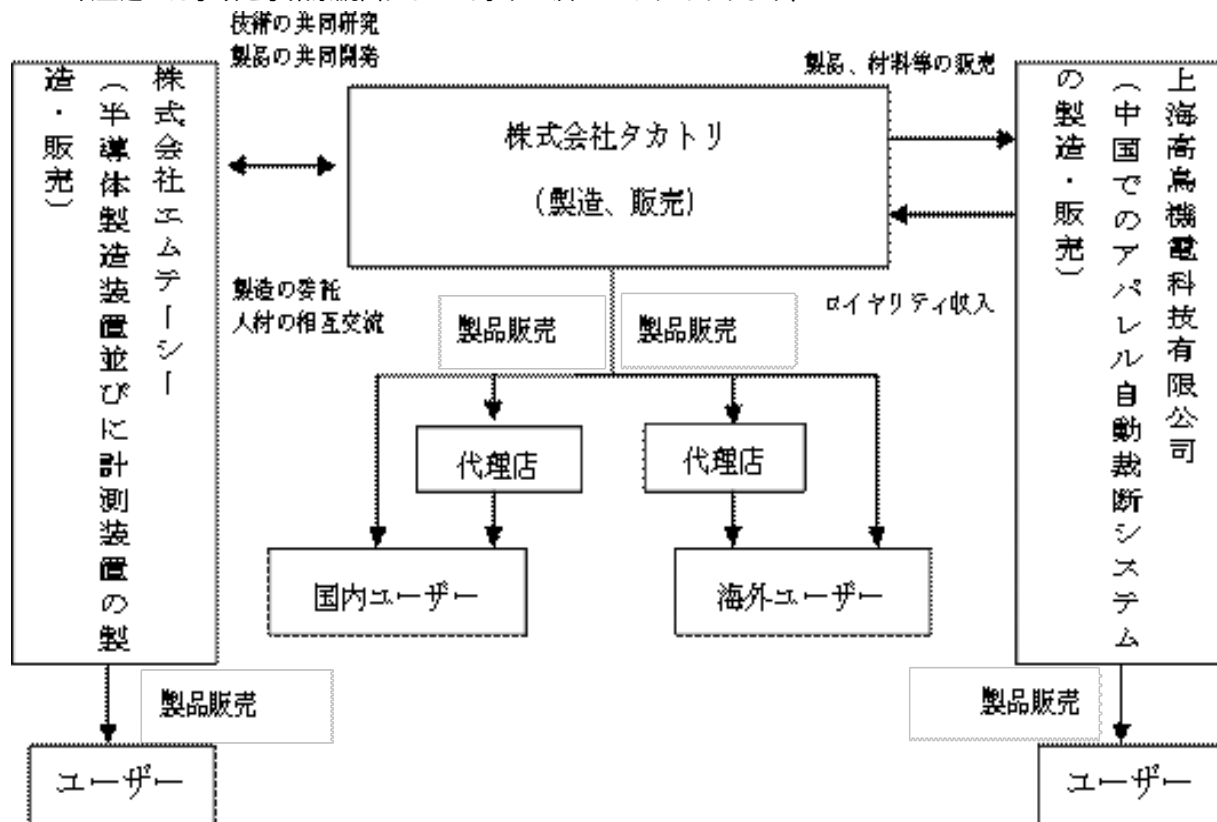
2【事業の内容】

当社グループは、当社と関連会社2社より構成されており、電子機器及び繊維機器の開発、製造、販売を主たる業務としております。

当社の事業内容及び当社の当該事業に関わる位置付けは次のとおりであります。

- (1) 電子機器事業... 主要な製品は、液晶製造機器、半導体製造機器、マルチワイヤーソーで、当社が製造販売を行っております。また、平成20年2月12日より株式会社エムテーシー（事業内容：半導体製造装置並びに計測装置の製造及び販売）が関連会社となり、今後技術の共同研究、製品の共同開発、製造の委託、人材の相互交流等を行ってまいります。
- (2) 繊維機器事業... 主要な製品は、自動裁断機、自動縫製機で、当社が製造、販売するほか、中国でのアパレル自動裁断システムの製造、販売は関連会社の上海高鳥機電科技有限公司が行っております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



3【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(関連会社) 上海高鳥機電科技有限公司	上海市閔行区	2,000千米ドル	繊維機器事業	47.25	・製品、材料等の販売 ・技術支援に伴うロイヤリティの受取り ・役員の兼任2名
(関連会社) 株式会社エムテーシー	埼玉県さいたま市南区	235百万円	電子機器事業	34.67	・技術の共同研究 ・製品の共同開発 ・製造の委託 ・人材の相互交流等 ・役員の兼任1名

(注) 1. 上海高鳥機電科技有限公司は、前期末において資本金1,050千米ドル、議決権の所有割合90%でありましたが、第三者割当増資を行ったため、平成19年7月17日をもって資本金2,000千米ドル、議決権の所有割合47.25%となり、連結子会社から関連会社となりました。

2. 株式会社エムテーシーは、平成20年2月12日付で、株式を取得したことにより関連会社となりました。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成20年3月31日現在

従業員数(人)	226(23)
---------	---------

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は当中間会計期間の平均人員を()外数で記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当社が関わる液晶・半導体・電子部品業界においては、景気の落ち込みにより半導体メモリの低迷の長期化やセットメーカーの在庫積み増しが慎重なことから、製造装置メーカーの受注高は低調に推移いたしました。

このような業界動向の下、当社の売上高は、繊維機器事業が低調に推移いたしました。半導体機器事業及びMWS（マルチワイヤーソー）事業は堅調に推移したこと、液晶機器事業の下期見込みの売上案件が上期に計上されたことにより、当初見込みの水準を上回る結果となりました。しかしながら、上期の受注は景気の落ち込み等により低調に推移いたしました。

利益面については、更なる成長への投資による研究開発費が増加しましたが、後述の「3 対処すべき課題（1）対処すべき課題の内容等」に記載しております基本方針を推進したことで収益体質は安定した状況で推移した結果、好調に推移いたしました。

その結果、当中間会計期間の売上高は32億24百万円（前年同期比12.3%増）となり、営業利益は3億7百万円（前年同期比43.9%増）、経常利益は3億20百万円（前年同期比46.2%増）、中間純利益は2億1百万円（前年同期比93.1%増）となりました。

事業部門別につきましては以下のとおりであります。

（電子機器事業）

売上高は29億87百万円となりました。

各事業の概況は次のとおりであります。

液晶機器事業

大型液晶TV業界においては、国内主要ユーザーでバックライト以降の組立工程での自動化に伴う設備投資が進み、また海外では携帯電話用小型パネルに関する実装工程での小型偏光板貼付け装置と新しいアプリケーションに対応した新規装置の販売をいたしました。

このような状況下、売上高は下期の売上見込み案件が上期に売上されたことにより堅調に推移いたしました。

半導体機器事業

半導体市場においては、各デバイスメーカーの設備投資引き締めの影響を受け、前期まで好調であった各種メモリー用の装置需要が減少いたしました。その他の半導体用途に対する装置の需要に影響はなく、売上高は順調に推移いたしました。また、アジアや米国等からの増産や新規技術用途に対する装置の販売は増加いたしました。このような状況下、メモリー関連以外の半導体用装置需要が下支えし、売上高は堅調に推移しました。

MWS（マルチワイヤーソー）事業

マルチワイヤーソーの主要ユーザーである電子部品業界においては、サファイア等LED基板向けが国内外において継続して堅調に推移いたしました。また、水晶業界向け販売も安定して推移いたしました。

このような状況下、国内外での安定的な設備投資により、売上高は堅調に推移いたしました。

（繊維機器事業）

売上高は2億37百万円となりました。

アパレル業界においては、国内縫製工場より短納期、少ロット生産への需要及び老朽化設備の更新需要が鈍化し、TACシリーズ（アパレル自動裁断システム）の販売は低調に推移いたしました。

また、アパレル自動縫製機の一部機種であるハンドステッチマシン（機種名：HM-1200）はヨーロッパ向けの販売も軌道に乗り売上に寄与しましたが、売上高は低調に推移いたしました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間会計期間末の現金及び現金同等物は、19億60百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税引前中間純利益3億20百万円及びたな卸資産の減少額2億37百万円があるものの、仕入債務の減少4億9百万円があったことにより、29百万円のキャッシュ・インとなりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、関係会社株式の取得等により、2億67百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、長期借入金の完済等により、2億17百万円のキャッシュ・アウトとなりました。

(注) 当中間会計期間より非連結となり、前中間会計期間は連結の記載であったため前年同期比の記載を省略しております。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間会計期間の生産実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	2,780,167	-
繊維機器事業	237,132	-
合計	3,017,300	-

(注) 1．金額は販売価格によっております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3．当中間会計期間より非連結となり、前中間会計期間は連結の記載であったため前年同期比の記載を省略しております。

(2) 受注状況

当中間会計期間における受注状況を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
電子機器事業	2,394,290	-	2,220,031	-
繊維機器事業	184,166	-	66,901	-
合計	2,578,457	-	2,286,932	-

(注) 1．金額は販売価格によっております。

2．上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3．当中間会計期間より非連結となり、前中間会計期間は連結の記載であったため前年同期比の記載を省略しております。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績を事業部門別に示すと、次のとおりであります。

事業部門別	金額(千円)	前年同期比(%)
電子機器事業	2,987,099	-
繊維機器事業	237,132	-
合計	3,224,232	-

- (注) 1. 当中間会計期間の主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、当該割合が10%未満であるため記載を省略しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 当中間会計期間より非連結となり、前中間会計期間は連結の記載であったため前年同期比の記載を省略しております。
4. 当中間会計期間の主要な輸出先及び輸出版売高及び構成比は、次のとおりであります。なお、()内は総販売実績に対する輸出版売高の割合であります。

輸出先	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	
	金額	構成比
	千円	%
アジア・オセアニア	1,428,100	89.8
北米	80,899	5.1
欧州	79,480	5.0
その他の地域	1,055	0.1
合計	1,589,536 (49.3%)	100.0

3【対処すべき課題】

(1) 対処すべき課題の内容等

当社を取り巻く環境については、電子部品製造装置市場において引き続き設備投資の抑制が続き、緩やかな下落基調で推移すると考えられます。

このような状況下、当社では電子機器事業及び繊維機器事業は横ばいで推移すると予想されるため、当期の売上高は予想の水準で推移するものと考えられます。また利益面においては、更なる成長への投資及び高付加価値製品の開発の強化の推進として、積極的な研究開発費等の増加の影響により低調に推移すると予想されます。

上記の状況を踏まえ、当社の中長期における基本方針として 更なる成長への投資 高付加価値製品の開発の強化 業務効率の向上と内部管理体制の強化 リスク・マネジメントの強化 環境対応の強化を推し進め、企業価値の向上に努める所存であります。

なお、当中間会計期間において 「更なる成長への投資」 「高付加価値製品の開発の強化」として、将来に向けた以下の協業・協力体制を確立いたしました。

電子機器分野

- ・ ウインテスト㈱(東証マザーズ上場 事業内容：フラットパネルディスプレイ及び撮像素子の検査装置の開発、設計、販売)の第三者割当増資(出資比率43.7%)を平成20年4月に引き受け(関連会社化)及び業務提携を行いました。今後、業務提携における事業協力として 事業協働戦略の策定 ノウハウの相互提供及び活用 人事交流等を行うことで、両社の経営資源と総合力を相互に有効活用して事業基盤の強化及び拡大を図ってまいります。
- ・ ㈱エムテーシー(事業内容：半導体製造装置並びに計測装置の製造及び販売)の株式を平成20年2月に取得し(出資比率34.6% 関連会社化)、業務提携を行いました。今後、両社間で 技術の共同研究、製品の共同開発 製造の委託 人材の相互交流等を行うことで、両社の事業基盤の強化・発展を図ってまいります。
なお、協業・協力体制をより確実にするため、当社専務取締役生産本部長の雁野良博が㈱エムテーシーの取締役に選任されました。

(2) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、平成19年11月14日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(会社法施行規則第127条本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。)の内容を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第127条第2号口)として、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に関する対応策(以下「大規模買付ルール」といいます。)を導入することを決定いたしました。なお、本対応策につきましては、株主の皆様のご賛同を得ることを条件としており、平成19年12月21日開催の第51期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の導入の件」は可決承認されました。本対応方針の内容は、以下のとおりです。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社株式等に対する大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えており、当社は当社株券等に対する大規模買付行為につきまして、これを一概に否定するものではありません。

一方で、突然の大規模買付行為(下記4.(1)に定義されます。)が発生した場合には、株主の皆様にご判断に当社の株式価値の妥当性を短期間でご判断して頂くこととなりかねません。

当社は、株主の皆様が大規模買付行為を受け入れるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者(下記4.(1)に定義されます。)からの一方的に提供される情報のみならず、当社取締役会から提供される情報及び評価・意見等も含めた十分な情報が提供され、大規模買付行為に應ずるべきか否かのご判断のための期間を確保するためのルールを定めることが不可欠であると考え、「株式会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」(会社法施行規則第127条第2号口)の一つとして、以下のとおり大規模買付ルールを定めるものであります。

2. 基本方針の実現に資する取組み

(1) 企業価値向上への取組み

当社は、昭和31年10月に創業し、繊維機械の製造・販売を開始しましたが、その後の経営環境の変化に対応すべく、当社独自の研究・開発力を生かして、繊維機器事業に加えて、電子機器事業(液晶機器事業・半導体機器事業・MWS(マルチワイヤーソー)事業)に展開を図り、現在に至っております。

当社は、基本方針として、更なる成長への投資 高付加価値製品の開発の強化 業務効率の向上と内部管理体制の強化 リスク・マネジメントの強化 環境対応の強化 を掲げて、企業価値をより一層高めるとともに確固たる企業基盤を築き、当社のビジョンである「信頼されるタカトリ」の構築を目指す中で、第52期を「中長期的な会社の経営戦略」の基礎固めの期と位置づけ、経営の軸足をより中長期的な観点に置くべきであると考えております。

また、目標とする経営指標として、ROE(自己資本当期純利益率)10%以上、売上高総利益率の向上を掲げ、安定した収益体質の確立を目指しております。(詳細については「第2 [事業の状況] 1 [業績等の概要] (1) 業績」と上記「(1) 対処すべき課題の内容等」をご参照ください。)

(2) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、法令を遵守し、経営の透明性を高め、取締役会で活発な議論を行い、意思決定のスピードアップを図り、株主の利益が最大になるように統治しなければならないと考えております。なお、現在2名の社外監査役を選任しておりますが、社外監査役も含めた監査役全員が取締役会に出席することにより、取締役の業務執行や意思決定事項を客観的に監査・監視できる体制をとるなど、経営監査機能の客観性の観点から十分機能する体制が整っていると考えております。

今後についても、下記の当社は及び企業理念を前提として、各方針(経営ビジョン、経営方針、技術開発スローガン、コンプライアンス基本方針、環境基本方針、品質方針等)に従って、企業としての社会的責任を認識した上で、ステークホルダー(株主、従業員、取引先、債権者、地域社会)との信頼関係をより一層高めてまいり所存です。

《当社の社是》

「創造と開拓」

《当社の企業理念》

「世界に誇れる独自技術を製販一体となって構築し、最良の製品とサービスを提供し、人々の暮らしを豊かにする」

1. 企業は『社会の公器』であることをまず認識し、社会と全ての協力者との相互繁栄を期そう
2. 物事の判断・実行は、お客様とタカトリのメリット・デメリットを十分検討したうえで進めよう
3. 自分の意見は、会社組織の上下関係にとらわれずはっきり発言すると共に、何でも話し合える輪を作ろう

3. 大規模買付ルールの概要

(1) 目的

当社は、証券取引所上場会社である以上、大規模買付行為に対する当社株式の売却の適否のご判断や、大規模買付者に対して当社の経営を委ねること等の是非に関する最終的なご判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を株主の皆様適切に行って頂くためには、大規模買付者から株主の皆様適切な情報が提供されることが不可欠であるとともに、あわせて当社の経営を担う当社取締役会の大規模買付行為に対する評価・意見・代替案を提供させて頂くことにより、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを適切に判断することが可能になるものと考えております。

当社取締役会は、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報と時間の確保を大規模買付者に対して求め、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が適切にご判断されること、当社取締役会による当該大規模買付行為に対する賛否の意見、または大規模買付者による大規模買付行為完了後の経営方針や事業計画等に対する当社の代替案を株主の皆様に対してご提示させて頂くこと、或いは、株主の皆様のために大規模買付者との交渉が場合によっては必要であるとの結論に至りました。このような考え方のもとで、当社は大規模買付ルールの導入を決定いたしました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成20年3月31日現在における当社の大株主の状況については、「第4 [提出会社の状況] 1 [株式等の状況] (1) [株式の総数等]、(5) [大株主の状況]」のとおりです。

(2) 手続の設定

大規模買付ルールは、下記4.(1)に定義される当社株券等の20%以上の買付け若しくはこれに類似する行為またはその提案が行われる場合に、大規模買付者に対し事前の情報提供を求める等、上記(1)の目的を実現するために必要な手続を定めております(詳細については下記「4. 大規模買付ルールの内容」をご参照ください。)

(3) 対抗措置の発動

買付者等が大規模買付ルールにおいて定められた手続に依らずに、当社株券等の買付け等を行う場合で、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがあると判断せざるを得ない場合等には、下記4.(4)に定義される対抗措置を発動します。

大規模買付ルールに従って、対抗措置として新株予約権の無償割当てが当社取締役会により決議された場合、当該新株予約権の権利行使または当社による取得に伴って、買付者等以外の株主の皆様当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

(4) 特別委員会の利用等

大規模買付ルールに従った対抗措置の発動または不発動等の判断については、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立性の高い社外者等から構成される特別委員会の客観的な判断を最大限尊重することとします。

4. 大規模買付ルールの内容

(1) 対象となる大規模買付行為

大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する行為(ただし、当社取締役会が予め同意をした行為を除きま

す。)若しくはその可能性のある行為とし、当該行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

当社が発行者である株券等(注1)に関する当社の特定の株主の株券等保有割合(注2)が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注3)

当社が発行者である株券等(注4)に関する当社の特定の株主の株券等所有割合(注5)とその特別関係者(注6)の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得(注7)

上記 または に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主(複数である場合を含みます。以下本 において同じといたします。)との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者(注8)に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係(注9)を樹立する行為(注10)(ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り、)

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注2) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、並びに(ii)当社の特定の株主との間で本件に係るアドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人(以下「契約金融機関等」といいます。)は、当社の特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注3) 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。

(注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいいます。以下本 (4.大規模買付ルール)の内容(1)対象となる大規模買付行為)において同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

(注7) 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第2項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

(注8) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいいます。以下同じとします。

(注9) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注10) 上記 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該 の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(2) 意向表明書の提出及び必要情報の提供要求

大規模買付行為を開始または実行しようとする大規模買付者は、事前に当社取締役会に対し、大規模買付ルールに従う旨の「意向表明書」をご提出して頂きます。なお、意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示して頂きます。当社取締役会は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、当社取締役会に対して当初提供して頂く「必要情報提供要求書」を大規模買付者に交付します。必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性または大規模買付行為の内容によって異なりますが、必要情報の一般的な項目としては下記のとおりです。

なお、当社取締役会は、大規模買付者から受領した意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答などを、速やかに特別委員会に提供するものとします。特別委員会は、意向表明書や必要情報提供要求書に記載された内容が不十分であり、追加的な情報提供が必要であると判断した場合には、回答期限を定めた上で、買付者等に対して自らまたは当社取締役会を通じて必要情報を追加的に提出するよう書面にて求めることがあります。

大規模買付者から意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答並びに特別委員会からの要求により追加的に提出された回答(以下、総称して「大規模買付情報」といいます。)を受領した場合、当社取締役会は、特別委員会に諮問した上で、大規模買付情報の提供が完了した旨を証する書面を当該大規模買付者に交付することとし、当該書面の交付後に、当該書面を交付した事実及びその交付日を開示します。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報について、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

なお、特別委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと判断できる場合には、引き続き大規模買付情報の提出を求めて大規模買付者と協議・交渉等を行うべき段階の事情がある場合を除いて、原則として、当社取締役会に対して対抗措置を発動することを勧告し、当社取締役会は当該勧告を最大限に尊重して、対抗措置を発動する場合があります。

(必要情報の項目)

大規模買付者及びそのグループ（共同保有者^(※1)、特別関係者及び組員その他の構成員（ファンドの場合）を含む。）の詳細。（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、（国内）連絡先、資本構成、財務内容等を含む。）

(※1) 金融商品取引法及び会社法で定義される共同保有者。

(※2) 大規模買付者及びそのグループが自然人である場合は、勤務先の住所及び電話番号、主たる職歴(勤務ないし職務に従事した法人またはその他の団体の主たる業務及び住所、各職務の始期及び終期を含む)、年齢及び国籍を記載。

大規模買付者及びそのグループそれぞれが保有する当社の全ての有価証券、過去180日間において大規模買付者及びそのグループそれぞれが行った当社所有証券に係る全ての取引（取引の性質、価格、取引の場所及び方法、取引の相手方を含む。）、及び当社所有証券に関して各開示者が締結した全ての契約、取決め及び合意（口頭によるものを含み、また履行可能性の有無を問わない。）の内容。

大規模買付行為の目的、方法及び内容。（買付けの対価及び対価の種類、買付時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、二段階買付けの可能性と予定している場合の内容、買付けの実現可能性等を含む。）

買付等の価格の算定根拠。（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含む。）

買付等の価格の算定にあたって第三者機関に意見等を聴取した場合は、当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて対価を決定するに至った具体的な経緯。

買付等の資金の裏付け。（当該資金の提供者（実質的提供者を含む。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策。

大規模買付行為完了後における当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。

当社の有価証券を取得した後、第三者に譲渡すること等を目的とする場合は、当該第三者の概要(上記に準じた内容)及び大規模買付者及びそのグループとの関係、並びに当該第三者が当社所有証券を譲受ける目的及び譲受け後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策と当社及び当社グループのお客様、取引先、従業員、地域関係者等への対応方針並びに具体的施策。

大規模買付行為に関し適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性。

大規模買付行為完了後の当社グループの経営において必要な許認可維持の可能性及び各種法令等の規制遵守の可能性。

大規模買付者及びそのグループの過去10年間における犯罪歴及び罪名、課された刑罰(または処分)の内容及び関与した裁判所名、並びに同期間における司法・行政手続きにより、旧証券取引法、金融商品取引法、旧商法、会社法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）または環境に関する法令（外国等におけるこれらに相当する法令を含む。）に違反する行為を認定し若しくは違反する行為の差止めを命ずる判決、決定若しくは命令等を受け、またはそのような判決、決定若しくは命令等を求める司法・行政手続きの対象とされたことがあるか否か、その他当社株主が意思決定を行うに当たり重大な影響があるものと合理的に考えられる訴訟の当事者となったことがあるか否か、またこれらに該当する場合において現に受けた若しくは求められた判決、決定または命令の内容。

現在日本国または外国等において関与している重要な訴訟その他の係争の内容。

その他、特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

(3) 大規模買付行為の内容の検討・大規模買付者との交渉及び代替案の検討

当社取締役会における評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日、その他の大規模買付行為の場合には90日を、当社取締役会による評価検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として確保されるべきものと考えております。

取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会及び外部専門家等の助言・勧告等を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、適用ある法令等及び証券取引

所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。この場合についても適用ある法令等及び証券取引所規則に基づいて適時適切に公表いたします。

特別委員会の設置及び利用

当社は、大規模買付ルールの具体的運用が適正に行われること、並びに当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のために適切と考える方策を採る場合において、その判断の客観性、公正さ及び合理性を担保するために、当社取締役会から独立した第三者機関として特別委員会を設置します。

特別委員会は当社取締役会により設置され、委員は3名以上5名以内で構成されることとします。特別委員の選任については、公正で合理的な判断を可能とするため、当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外監査役または、社外の有識者等（弁護士、公認会計士、実績ある企業経営者、学識経験者等またはこれらに準ずる者を含みます。）の中から選任するものとします。

当社取締役会は、特別委員会の組成にあたり、下記の権限等を特別委員会に付与し、大規模買付者から提供される情報が必要かつ十分であるか否か、大規模買付者が本対応策に定める手続きを遵守したか否か、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するか否か及び対抗措置を採るか否か等の検討及び判断について、取締役会の恣意性を排除するために、特別委員会に諮問することとします。

(特別委員会の権限等)

1. 取締役会決議に対して、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点から勧告等を行うものとする。
2. 買付者に対し、前記(2)に定める意向表明書や必要情報提供要求書に係る回答の記載内容が不十分であると判断した場合は、追加提出を求めることができる。
3. 買付者から前記(2)に定める大規模買付情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、意見及びその根拠資料、代替案、その他適宜必要と判断する情報、資料等の提示を要求できる。
4. 必要な情報収集を行うため、当社取締役、監査役、従業員、その他必要と判断する者の出席を当社取締役会に要求し、意見または説明を求めることができる。
5. 職務を遂行するにあたり、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を得ることができる。

特別委員会は、当社取締役会から諮問を受けた事項について評価・検討し、特別委員会としての意見を慎重にとりまとめ、当社取締役会に対して勧告します。また、特別委員会は、必要に応じその判断の客観性、公正さ及び合理性を高めるために、当社の費用負担において当社取締役会から独立した第三者の立場にある専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとします。

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動または不発動等その他必要な決議を行うものとします。

株主に対する情報開示

当社は、大規模買付者が出現した事実、大規模買付者から意向表明書が提出された事実、特別委員会による評価・検討が開始された事実、当社取締役会が特別委員会に代替案を提示した事実及び必要情報の概要その他の情報のうち、当社取締役会及び特別委員会等が、適切と判断する事項について、適切であると判断する時点で株主の皆様に対する情報開示を行うものとしたします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守しない場合には、買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は当社の企業価値及び株主共同の利益の保護及び確保することを目的として、新株等の発行や新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置（以下「対抗措置」といいます。）の発動を決定する場合があります。

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守したか否か、及び対抗措置発動の適否については、外部専門家等の意見も参考にし、特別委員会の勧告を最大限尊重して、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として新株予約権の無償割当てを実施する場合の概要は下記(5)に記載のものとしたしますが、これに限定するものではありません。

なお、対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

- ・ 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合
- ・ 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続きを遵守した場合には、原則として、当社に対抗措置は不発動といたします。この場合には、大規模買付者からの大規模買付提案に応諾するか否かは、当社株主の皆様において、大規模買付提案及び当社が提示する大規模買付提案に対する評価・意見・代替案をご考慮の上、ご判断して頂くこととなります。

ただし、大規模買付ルールに定める手続きが遵守されている場合であったとしても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると判断せざるを得ない場合には、企業価値及び株主共同の利益の保護ないし確保を目的として対抗措置を発動することがあります。

具体的には、大規模買付行為が以下のいずれかに該当すると認められる場合には、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると考えております。

- ・ 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- ・ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ・ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- ・ 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて当該株式を高値で当社関係者等に引き取らせる目的で買収を行うような行為
- ・ 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- ・ 当社株主に対して、必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等である場合
- ・ 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の他の株主、従業員、顧客、取引先その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が、当社の本源的価値に鑑みて、不十分または不適当な内容である場合
- ・ 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、顧客、取引先等との関係、または当社の社会的信用等の毀損により、当社の企業価値または株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合
- ・ 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

この場合において、前記と同様に対抗措置を発動した場合であっても、以下のような場合、当社取締役会は、当該対抗措置を維持することの是非について、改めて特別委員会に諮問するとともに、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。

- ・ 大規模買付者が大規模買付行為を中止若しくは撤回した場合
- ・ 対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合

この場合、特別委員会は当社取締役会の諮問に基づいて当該措置を維持することの是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。

当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会はその決議により、発動した対抗措置を中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての概要

大規模買付ルールに基づいて、対抗措置として実施する場合の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（本新株予約権の詳細については、下記「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。）。

本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当ての当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、

同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。なお、「時価」とは、新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除きます。)の㈱大阪証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含みます。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。ただし、下記の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権の行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

本新株予約権の行使条件

()特定大量保有者、()特定大量保有者の共同保有者、()特定大量買付者、()特定大量買付者の特別関係者、若しくは()上記()乃至()に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、または、()上記()乃至()に該当する者の関連者(以下、()乃至()に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の保有する本新株予約権も、下記のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。詳細については下記「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。)

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

当社による本新株予約権の取得

- ・ 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ・ 当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができます。
- ・ 当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項(非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。)を定める場合があります。

なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、下記「新株予約権無償割当ての要項」をご参照ください。

(6) 大規模買付ルールを導入手続

大規模買付ルールを導入については、当社定款第13条に、下記の規定を新設し、また、当社定款第6条所定の発行可能株式総数を1,200万株から1,700万株に変更するとの内容を含む定款変更を、平成19年12月21日開催の第51期事業年度に係る当社定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)にて決議いたしました。変更後の当社定款第13条の規定に基づき、本定時株主総会における決議により、大規模買付ルールに記載した条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただきました。

第13条(新株予約権無償割当ての決定機関)

当社は、新株予約権無償割当てに関する事項については、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議、または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

(7) 大規模買付ルールの有効期間、廃止及び変更

本定時株主総会の決議による、大規模買付ルールにおける本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定権限の委任期間（以下「有効期間」といいます。）は、本定時株主総会終結後3年以内に終結する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、有効期間の満了前であっても、以下の場合は大規模買付ルールは当該時点で廃止されるものとします。

当社の株主総会において大規模買付ルールに係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回する旨の決議が行われた場合。

当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により大規模買付ルールを廃止する旨の決議が行われた場合。

また、当社取締役会は、大規模買付ルールの有効期間中であっても、本定時株主総会決議による委任の趣旨に反しない場合（大規模買付ルールに関連する法令、証券取引所規則等の新設または改廃が行われ、係る新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合、当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）、特別委員会に諮問した上で、大規模買付ルールを修正し、または変更する場合があります。

当社は、大規模買付ルールが廃止、修正または変更された場合には、当該廃止、修正または変更の事実、及び（修正または変更の場合には）修正、変更の内容その他の事項について、情報開示を速やかに行います。

5. 株主の皆様等への影響

(1) 大規模買付ルールの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

大規模買付ルールの導入時点においては、株主総会決議に基づき、本新株予約権に関する新株予約権無償割当ての決定権限を取締役会に対して委任していただいているに過ぎず、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会または当社株主総会において、本新株予約権無償割当て決議を行った場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社普通株式1株につき本新株予約権1個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。

仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、金銭の払込みその他下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることになります。

ただし、当社は、下記(3)「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、この場合、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。

なお、本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は特別委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての効力発生日までにおいては、本新株予約権の無償割当てを中止し、また、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間においては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続

名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は本新株予約権が無償にて割り当てられますので、株主の皆様におかれては、割当期日に間に合うよう、速やかに株式の名義書換手続を行って頂く必要があります。証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続は不要です。

なお、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込の手続等は不要です。

本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、並びに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の権利行使期間内でかつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出した上、原則として、本新株予約権1個あたり、1円を下限として当社1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株

予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき原則として1株の当社株式が発行されることになります。

当社による新株予約権の取得の手続

当社は、前記4.(5)に記載のとおり、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日をもって、本新株予約権を取得します。このうち、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社普通株式を交付する場合には、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することになります。なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

なお、本新株予約権無償割当て決議において、非適格者からの本新株予約権の取得、その他取得に関する事項について定められる場合には、当社は、かかる定めに従った措置を講じることがあります。

上記のほか、本新株予約権の割当て方法、名義書換方法、行使の方法及び当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議において決定された後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

6. 大規模買付ルールの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

大規模買付ルールは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を充足しています。

(2) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

大規模買付ルールは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社企業価値及び株主共同利益の確保・向上の目的をもって導入されるものです。

(3) 株主の合理的意思に依拠したものであること

前記4.(6)に記載のとおり、大規模買付ルールは、当社株主総会において、大規模買付ルールに係る委任決議がなされることにより導入されます。

また、前記4.(7)に記載のとおり、大規模買付ルールには有効期間を3年間とするサンセット条項が付されており、かつ、当該有効期間満了の前であっても、当社株主総会において上述の委任決議を撤回する旨の決議がなされた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなりますので、本対応方針の存続の適否については、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応方針の運用並びに対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しております。なお、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務・当社の業務領域に精通する者、他社の取締役または執行役として経験のある社外者、またはこれらに準ずる者）の中から選任されるものとしております。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

大規模買付ルールは、前記4.(4)に記載の通り、予め定められた合理的かつ詳細な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記4.(7)に記載のとおり、大規模買付ルールは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する可能性がありますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

（新株予約権無償割当ての要項）

1. 新株予約権無償割当てに関する事項の決定

(1) 新株予約権の内容及び数

株主に割り当てる新株予約権（以下、個別にまたは総称して「本新株予約権」という。）の内容は下記2に記載されるところに基づくものとし、本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」という。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」という。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。）の1倍に相当す

る数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とする。

(2) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とする。

2. 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である当社株式の数(以下「対象株式数」という。)は、1株とする。ただし、当社が株式の分割または株式の併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとし、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

調整後対象株式数は、株式の分割の場合はその基準日の翌日以降、株式の併合の場合はその効力発生の翌日以降、これを適用する。

上記に定めるほか、株式無償割当て、合併、会社分割等当社の発行済株式総数(ただし、当社の有する当社株式の数を除く。)変更または変更の可能性を生ずる行為を行う場合で、対象株式数の調整を必要とするときには、株式無償割当て、合併、会社分割その他の行為の条件等を勘案の上、対象株式数につき合理的な調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して行う出資の目的は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額(以下「行使価格」という。下記に定義される。)に対象株式数を乗じた価額とする。

行使価格は、1円を下限として当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議の前日から遡って90日間(終値のない日を除く。)の㈱大阪証券取引所における当社株式の普通取引の各日の終値(気配表示を含む。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当ての効力発生日または本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」という。)とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。ただし、下記(7)の規定に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとする。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(4) 本新株予約権の行使条件

() 特定大量保有者、() 特定大量保有者の共同保有者、() 特定大量買付者、() 特定大量買付者の特別関係者、若しくは() 上記() 乃至() に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者、または、() 上記() 乃至() に該当する者の関連者(以下、() 乃至() に該当する者を「非適格者」と総称する。)は、本新株予約権を行使することができない。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

() 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義される。)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

() 「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含む。

() 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義される。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本()において同じ。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義される。以下本()において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

() 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者に

よる株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。

- () ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

にかかわらず、次のa.乃至d.の各号に記載される者は、特定大量保有者または特定大量買付者に該当しないものとする。

- a. 当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)または当社の関連会社(同規則第8条第5項に定義される。)
- b. 当社を支配する意図がなく上記()に記載する要件に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記()の特定大量保有者に該当することになった後10日間(ただし、当社取締役会がかかる期間を延長することができる。)以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより上記()の特定大量保有者に該当しなくなった者
- c. 当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記()の特定大量保有者に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。)
- d. その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(当社取締役会は、非適格者に該当すると認めた者についても、当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと別途認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。)

適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し、a.所定の手続の履行もしくはb.所定の条件(一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。)の充足、またはc.その双方(以下「準拠法行使手続・条件」と総称する。)が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拠法行使手続・条件が全て履行または充足されたと当社取締役会が認めた場合に限り本新株予約権を行使することができ、これが充足されたと当社取締役会が認めない場合には本新株予約権を行使することができない。なお、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権を行使させるに際し当社が履行または充足することが必要とされる準拠法行使手続・条件については、当社取締役会としてこれを履行または充足する義務は負わない。また、当該管轄地域に所在する者に本新株予約権の行使をさせることが当該管轄地域における法令上認められない場合には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

上記にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、a.自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家(accredited investor)であることを表明、保証し、かつb.その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は㈱大阪証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基かず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行または充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行または充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記a.及びb.を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

本新株予約権を有する者は、当社に対し、自らが非適格者に該当せず、かつ、非適格者に該当する者のために行使しようとしている者ではないこと、及び本新株予約権の行使条件を充足していること等の表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を誓約する書面並びに法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

本新株予約権を有する者が本(4)の規定により、本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とする。

- (6) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。

本新株予約権を譲渡しようとする者が日本国外に所在する者であって、上記(4)及び(5)の規定により本新株予約権を行使することができない者(非適格者を除く。)であるときは、当社取締役会は、次の事由等を勘案して上記(4)の承認をするか否かを決定する。

- a. 当該管轄地域に所在する者による本新株予約権の全部または一部の譲渡による取得に関し、譲渡人及び譲受人が作成し署名または記名捺印した差入書(下記b.乃至d.に関する表明・保証条項、補償条項及び違約金条項を含む。)が提出されているか否か
- b. 譲渡人及び譲受人が非適格者に該当しないことが明らかであるか否か
- c. 譲受人が当該管轄地域に所在しない者であり、かつ、当該管轄地域に所在する者のために譲受けしようとする

している者でないことが明らかであるか否か

d. 譲受人が非適格者のために譲受しようとしている者でないことが明らかであるか否か

(7) 当社による本新株予約権の取得

当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める当該日の前営業日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができる。当社はかかる本新株予約権の取得を複数回行うことができる。

当社は、以上に加え、本新株予約権の無償割当て決議において、別途本新株予約権の取得に関する事項（非適格者からの本新株予約権の取得に関する事項を含みます。）を定めることができる。

(8) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収合併、新設分割、株式交換、及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件

本新株予約権無償割当て決議において別途決定する。

(9) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

(10) 法令の改正等による修正

上記で引用する法令の規定は、平成19年11月14日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項または用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

3. その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当中間会計期間においては、各部門における新製品・新技術の開発と既存製品の改良・改善を柱とし、当社グループの強みである「7つのコア技術」として「貼付、剥離、制御・情報処理、クリーン、カッティング、搬送・駆動、真空」の技術をベースに有望事業機会と結びついた重点強化技術の開発、製品への水平展開を行っております。

なお、当中間会計期間における研究開発費の総額は1億89百万円であり、主な開発内容としては次のものがあります。

電子機器事業

当事業に係わる研究開発費は1億56百万円であります。

(1) 液晶機器事業

小型液晶用偏光板貼付装置の改良・環境配慮型装置として消耗部材を従来より60%削減する「新型L P A - 0104」を開発いたしました。

シート洗浄方式による小型液晶用パネル洗浄装置L C S - 0104の操作性・メンテ性に改良を加えた「新型L C S - 0104」を開発いたしました。

液晶パネル検査に必要な画像処理技術を向上すべく技術開発に取り組んでおります。

液晶機器に関する研究開発段階の案件として、上記「7つのコア技術」の内、貼付（加熱・加圧貼付技術）、剥離（テープ剥離技術）、クリーン（清掃技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

(2) 半導体機器事業

B Gテープ・レジストテープを均一テンション・均一圧力にて安定して貼付ける「新型テープ貼付装置」の開発に取り組んでおります。

新タイプのウェハーに対応する「新型B Gテープ剥離装置」の開発をいたしました。

高真空下における高温・高貼付圧力を可能とするウェハー貼り合せ装置「M M Z - 200」の改良・改善を行っております。

半導体機器に関する研究開発段階の案件として、上記「7つのコア技術」の内、貼付（加熱・加圧貼付技術）、真空（吸引技術）、クリーン（清掃技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

(3) M W S（マルチワイヤーソー）事業

新型M W Sシリーズの研究開発を行っております。

M W S機器に関する研究開発段階の案件として、上記以外に「7つのコア技術」の内、カッティング（ワイヤーカッティング技術）、搬送・駆動（ハンドリング技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

(4) M E M S（Micro Electro Mechanical Systems：微小電気機械システム）事業

「V T M - 150M」（M E M S用ドライフィルムレジスト貼付装置）による新しい貼付方法（テンティング貼り、埋め込み貼り、厚膜貼り、コンフォーマル貼り）を提案し、貼付プロセスの拡張展開を行いました。

(5) 燃料電池事業

P E F C（固体高分子型燃料電池）のM E A（電解質膜・電極接合体）製造プロセスでの要素技術を開発いたしました。

繊維機器事業

当事業に係わる研究開発費は32百万円であります。

T A C（アパレル自動裁断システム）シリーズについて、顧客からの様々な要求に対して改良・改善活動を行っております。

T A Cシリーズ自動ラベリングシステムの開発を行っております。

繊維機器に関する研究開発段階の案件として、上記「7つのコア技術」の内、カッティング（ナイフカッティング技術）に関する装置等の研究開発活動を行っております。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,000,000
計	17,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成20年6月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,491,490	5,491,490	大阪証券取引所 市場第二部	-
計	5,491,490	5,491,490	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成20年6月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成15年12月19日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	173	173
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	173,000	173,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	820	同左
新株予約権の行使期間	自平成17年12月20日 至平成20年12月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 820 資本組入額 410	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注)1. 各新株予約権の一部行使は認められない。

2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職によりかかる地位を喪失した場合は、権利行使を認める。

3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

平成16年12月22日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成20年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成20年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,653	3,653
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	365,300	365,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	731	同左
新株予約権の行使期間	自平成18年12月23日 至平成21年12月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 731 資本組入額 366	同左
新株予約権の行使の条件	(注)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

(注) 1. 各新株予約権の一部行使は認められない。

2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任または定年退職によりかかる地位を喪失した場合は、権利行使を認める。

3. 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。

4. 新株予約権に関するその他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高(千円)
平成19年10月1日～ 平成20年3月31日	-	5,491,490	-	963,230	-	1,352,321

(5) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 (株)(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	430	7.85
(有)コトブキ産業	奈良県香芝市関屋1516-9	385	7.03
高鳥 王昌	奈良県香芝市	354	6.47
タカトリ共栄会	奈良県橿原市新堂町313-1	219	3.99
大阪中小企業投資育成(株)	大阪府大阪市北区堂島浜1丁目2-6	187	3.41
タカトリ従業員持株会	奈良県橿原市新堂町313-1	171	3.13
井上 久雄	神奈川県厚木市	120	2.18
高鳥 政廣	奈良県香芝市	113	2.07
高鳥 寿子	奈良県香芝市	109	2.00
西村 幸子	大阪府大阪市平野区	104	1.89
計	-	2,197	40.01

(注) 日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は430千株あり、その内訳はスパークス・アセット・マネジメント(株)分が364千株、大和住銀投信投資顧問(株)分が24千株、大和証券(株)分が42千株となっております。

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 6,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,483,700	54,837	-
単元未満株式	普通株式 1,790	-	-
発行済株式総数	5,491,490	-	-
総株主の議決権	-	54,837	-

【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社タカトリ	奈良県橿原市 新堂町313番地の1	6,000	-	6,000	0.11
計	-	6,000	-	6,000	0.11

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	685	678	576	548	530	516
最低(円)	570	540	503	461	486	410

(注) 最高・最低株価は、大阪証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号、以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)の中間財務諸表について、監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は、当中間会計期間より子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間連結財務諸表等】

(1)【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)					
流動資産					
1.現金及び預金			2,147,656		2,438,583
2.受取手形及び売掛 金	5		1,921,748		2,543,778
3.たな卸資産			1,274,402		1,472,651
4.その他			335,610		215,643
貸倒引当金			7,484		12,281
流動資産合計			5,671,932	70.3	6,658,375
固定資産					
1.有形固定資産	1				
(1)建物及び構築物	2	1,011,646		986,923	
(2)土地	2	608,593		608,946	
(3)その他		108,793	1,729,033	105,018	1,700,888
2.無形固定資産			29,595		28,720
3.投資その他の資産					
(1)投資有価証券		638,672		573,506	
(2)その他		2,901	641,573	3,628	577,134
固定資産合計			2,400,202	29.7	2,306,744
資産合計			8,072,135	100.0	8,965,119

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)					
流動負債					
1. 買掛金		1,669,191		2,023,310	
2. 短期借入金		13,713		51,759	
3. 1年以内に返済予定の長期借入金	2	180,000		165,000	
4. 前受金		-		388,215	
5. 賞与引当金		141,083		204,496	
6. 役員賞与引当金		-		11,000	
7. 部品交換損失引当金		954		-	
8. その他		553,108		383,600	
流動負債合計		2,558,050	31.7	3,227,383	36.0
固定負債					
1. 役員退職慰労引当金		66,933		68,450	
2. その他		15,598		17,042	
固定負債合計		82,532	1.0	85,492	1.0
負債合計		2,640,582	32.7	3,312,876	37.0
(純資産の部)					
株主資本					
1. 資本金		963,230	11.9	963,230	10.7
2. 資本剰余金		1,352,321	16.8	1,352,321	15.1
3. 利益剰余金		3,085,080	38.2	3,305,049	36.9
4. 自己株式		3,889	0.0	3,923	0.1
株主資本合計		5,396,743	66.9	5,616,677	62.6
評価・換算差額等					
1. その他有価証券評価差額金		14,739	0.2	9,580	0.1
2. 為替換算調整勘定		9,029	0.1	11,339	0.1
評価・換算差額等合計		23,769	0.3	20,919	0.2
少数株主持分		11,039	0.1	14,645	0.2
純資産合計		5,431,552	67.3	5,652,243	63.0
負債純資産合計		8,072,135	100.0	8,965,119	100.0

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)		
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	
売上高			3,195,923	100.0	7,007,580	100.0
売上原価			2,250,331	70.4	4,911,883	70.1
売上総利益			945,592	29.6	2,095,696	29.9
販売費及び一般管理費	1		662,152	20.7	1,305,083	18.6
営業利益			283,439	8.9	790,613	11.3
営業外収益						
1.受取利息		3,065			6,786	
2.受取地代		2,430			5,637	
3.為替差益		1,810			1,299	
4.その他		5,797	13,103	0.4	15,084	28,807
0.4						
営業外費用						
1.支払利息		2,072			4,139	
2.減価償却費		-			84	
3.租税公課		984			2,088	
4.投資事業組合損失		3,804			10,024	
5.損失補償金		1,819			1,819	
6.その他		994	9,675	0.3	2,896	21,053
0.3						
経常利益			286,868	9.0	798,367	11.4
特別利益						
部品交換損失引当金戻 入額		2,361	2,361	0.0	4,004	4,004
0.1						
特別損失						
1.固定資産除却損	2	358			477	
2.投資有価証券評価 損		-	358	0.0	53,999	54,477
0.8						
税金等調整前中間 (当期)純利益			288,871	9.0	747,895	10.7
法人税、住民税及び 事業税		2,257			63,814	
法人税等調整額		114,468	116,726	3.6	247,475	311,290
4.4						
少数株主利益			6,738	0.2	10,087	0.2
0.2						
中間(当期)純利 益			165,406	5.2	426,516	6.1
6.1						

【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年9月30日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	3,012,927	3,889	5,324,590
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			93,253		93,253
中間純利益			165,406		165,406
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）					-
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	72,153	-	72,153
平成19年3月31日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	3,085,080	3,889	5,396,743

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年9月30日 残高 (千円)	15,457	6,957	22,414	4,071	5,351,075
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			-		93,253
中間純利益			-		165,406
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額（純額）	717	2,072	1,354	6,968	8,323
中間連結会計期間中の変動額合計 (千円)	717	2,072	1,354	6,968	80,476
平成19年3月31日 残高 (千円)	14,739	9,029	23,769	11,039	5,431,552

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年9月30日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	3,012,927	3,889	5,324,590
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当（千円）			134,395		134,395
当期純利益（千円）			426,516		426,516
自己株式の取得（千円）				34	34
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額） (千円)					-
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	-	-	292,121	34	292,087
平成19年9月30日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	3,305,049	3,923	5,616,677

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年9月30日 残高 (千円)	15,457	6,957	22,414	4,071	5,351,075
連結会計年度中の変動額					

	評価・換算差額等			少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
剰余金の配当(千円)					134,395
当期純利益(千円)					426,516
自己株式の取得(千円)					34
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額(純額) (千円)	5,877	4,382	1,494	10,574	9,079
連結会計年度中の変動額合計 (千円)	5,877	4,382	1,494	10,574	301,167
平成19年9月30日 残高 (千円)	9,580	11,339	20,919	14,645	5,652,243

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度の要約連結 キャッシュ・フロー計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
区分	注記 番号	金額(千円)	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 税金等調整前中間(当期)純利益		288,871	747,895
2. 減価償却費		47,267	97,296
3. 貸倒引当金の増加額		6,317	11,042
4. 賞与引当金の増減額(減少額)		24,790	38,623
5. 役員賞与引当金の増加額		-	11,000
6. 部品交換損失引当金の減少額		12,292	13,246
7. 役員退職慰労引当金の増加額		2,781	4,298
8. 受取利息及び受取配当金		3,154	7,382
9. 支払利息		2,072	4,139
10. 固定資産除却損		358	477
11. 投資有価証券評価損		-	53,999
12. 売上債権の増減額(増加額)		317,792	201,176
13. たな卸資産の増加額		6,400	198,906
14. 仕入債務の増減額(減少額)		58,843	291,071
15. その他		8,591	59,909
小計		568,573	899,042
16. 利息及び配当金の受取額		3,035	7,086
17. 利息の支払額		1,747	3,791
18. 法人税等の支払額		4,284	6,306
営業活動によるキャッシュ・フロー		565,577	896,030
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 有形固定資産の取得による支出		31,300	49,799
2. 無形固定資産の取得による支出		7,223	8,644
3. 投資有価証券の取得による支出		54,798	56,012
4. 投資事業組合からの分配金による収入		1,442	1,442
投資活動によるキャッシュ・フロー		91,880	113,012
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 短期借入れによる収入		9,142	46,907
2. 長期借入金の返済による支出		172,500	187,500
3. 自己株式の取得による支出		-	34
4. 配当金の支払額		92,249	133,582
財務活動によるキャッシュ・フロー		255,607	274,208
現金及び現金同等物に係る換算差額		273	578
現金及び現金同等物の増加額		218,363	509,387
現金及び現金同等物の期首残高		1,925,604	1,925,604
現金及び現金同等物の中間期末(期末) 残高		2,143,968	2,434,992

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1. 連結の範囲に関する事項	連結子会社の数 1社 連結子会社の名称 上海高鳥機電科技有限公司	同左
2. 持分法に関する事項	該当事項はありません。	同左
3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	上海高鳥機電科技有限公司の中間決算日は、6月30日であります。中間連結財務諸表を作成するに当たっては12月31日現在で実施した仮決算に基づく中間財務諸表を使用し、中間連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。	上海高鳥機電科技有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表を作成するに当たっては6月30日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。
4. 会計処理基準に関する事項 (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法 有価証券	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左</p>
たな卸資産	主として個別法による原価法	同左

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産</p> <p>無形固定資産</p>	<p>定率法を採用しております。</p> <p>但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 6年～50年</p> <p>定額法を採用しております。</p> <p>なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>	<p>定率法を採用しております。</p> <p>但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 6年～50年</p> <p>（会計方針の変更）</p> <p>当社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。</p> <p>これによる影響額は軽微であります。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。</p> <p>同左</p>
<p>(3) 重要な引当金の計上基準</p> <p>貸倒引当金</p> <p>賞与引当金</p>	<p>債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間連結会計期間の負担分を計上しております。</p>	<p>同左</p> <p>従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担分を計上しております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
役員賞与引当金		役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき計上しております。
部品交換損失引当金	部品の無償交換に伴う損失に備え、当中間連結会計期間末現在未交換の部品全数量を交換するための費用見込額を計上しております。	
役員退職慰労引当金	役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。	役員退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左
(6) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

表示方法の変更

前中間連結会計期間
(自 平成18年10月1日
至 平成19年3月31日)

(中間連結貸借対照表)

1. 「投資有価証券」は前中間連結会計期間末は、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しております。

なお、前中間連結会計期間末の「投資有価証券」の金額は103,608千円であります。

2. 前中間連結会計期間末において区分掲記しておりました「前受金」は、負債及び純資産の合計額の100分の5以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

なお、当中間連結会計期間末の「前受金」の金額は285,587千円であります。

(中間連結損益計算書)

「受取利息」は、前中間連結会計期間は、営業外収益の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間において営業外収益の100分の10を超えたため区分掲記しております。

なお、前中間連結会計期間の「受取利息」の金額は142千円であります。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)	前連結会計年度末 (平成19年9月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は2,778,952千円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は2,824,234千円であります。
2.担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1)担保に供している資産 建物 956,871千円 土地 542,934千円 計 1,499,805千円 (2)上記に対応する債務 1年以内に返済 予定の長期借入金 180,000千円 金 奈良県ハイテク 工場団地協同組 合の奈良県に対 する借入金 155,719千円 計 335,719千円	2.担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1)担保に供している資産 建物 932,813千円 土地 496,957千円 計 1,429,770千円 (2)上記に対応する債務 1年以内に返済 予定の長期借入金 165,000千円 金 奈良県ハイテク 工場団地協同組 合の奈良県に対 する借入金 155,719千円 計 320,719千円
3.保証債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金155,719千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。	3.保証債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金155,719千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。
4.当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と特殊当座借越契約等を締結しております。当該契約に基づく当中間連結会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 特殊当座借越等 極度額 350,026千円 借入実行残高 13,713千円 差引額 336,312千円	4.当社及び連結子会社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と特殊当座借越契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 特殊当座借越極 度額 351,769千円 借入実行残高 51,759千円 差引額 300,009千円

前中間連結会計期間末 (平成19年3月31日)	前連結会計年度末 (平成19年9月30日)
<p>5. 中間連結会計期間末日満期手形の会計処理</p> <p>中間連結会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当中間連結会計期間末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末残高から除かれている中間連結会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。</p> <p>受取手形 55,579千円</p>	<p>5. 期末日満期手形の会計処理</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当連結会計年度末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末残高から除かれている期末日満期手形は、次のとおりであります。</p> <p>受取手形 14,903千円</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)																										
<p>1. 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は次のとおり であります。</p> <table data-bbox="172 349 518 629"> <tr> <td>販売促進費</td> <td>72,805千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入 額</td> <td>6,317千円</td> </tr> <tr> <td>給与及び賞与</td> <td>118,286千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入 額</td> <td>31,441千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引 当金繰入額</td> <td>2,781千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>184,775千円</td> </tr> </table>	販売促進費	72,805千円	貸倒引当金繰入 額	6,317千円	給与及び賞与	118,286千円	賞与引当金繰入 額	31,441千円	役員退職慰労引 当金繰入額	2,781千円	研究開発費	184,775千円	<p>1. 販売費及び一般管理費のうち 主要な費目及び金額は次のとおり であります。</p> <table data-bbox="606 349 952 685"> <tr> <td>販売促進費</td> <td>170,389千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入 額</td> <td>11,042千円</td> </tr> <tr> <td>給与及び賞与</td> <td>286,840千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入 額</td> <td>45,203千円</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金 繰入額</td> <td>11,000千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引 当金繰入額</td> <td>4,298千円</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>269,646千円</td> </tr> </table>	販売促進費	170,389千円	貸倒引当金繰入 額	11,042千円	給与及び賞与	286,840千円	賞与引当金繰入 額	45,203千円	役員賞与引当金 繰入額	11,000千円	役員退職慰労引 当金繰入額	4,298千円	研究開発費	269,646千円
販売促進費	72,805千円																										
貸倒引当金繰入 額	6,317千円																										
給与及び賞与	118,286千円																										
賞与引当金繰入 額	31,441千円																										
役員退職慰労引 当金繰入額	2,781千円																										
研究開発費	184,775千円																										
販売促進費	170,389千円																										
貸倒引当金繰入 額	11,042千円																										
給与及び賞与	286,840千円																										
賞与引当金繰入 額	45,203千円																										
役員賞与引当金 繰入額	11,000千円																										
役員退職慰労引 当金繰入額	4,298千円																										
研究開発費	269,646千円																										
<p>2. 固定資産除却損の内訳は次の とおりであります。</p> <table data-bbox="172 779 518 842"> <tr> <td>有形固定資産の 「その他」</td> <td>358千円</td> </tr> </table>	有形固定資産の 「その他」	358千円	<p>2. 固定資産除却損の内訳は次の とおりであります。</p> <table data-bbox="606 779 952 909"> <tr> <td>機械装置及び運 搬具</td> <td>128千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>349千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>477千円</td> </tr> </table>	機械装置及び運 搬具	128千円	その他	349千円	合計	477千円																		
有形固定資産の 「その他」	358千円																										
機械装置及び運 搬具	128千円																										
その他	349千円																										
合計	477千円																										

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当中間連結会計期 間増加株式数 (株)	当中間連結会計期 間減少株式数 (株)	当中間連結会計期 間末残高(株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	-	-	5,491,490
合計	5,491,490	-	-	5,491,490
自己株式				
普通株式	5,977	-	-	5,977
合計	5,977	-	-	5,977

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	93,253	17	平成18年9月30日	平成18年12月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月10日 取締役会	普通株式	41,141	利益剰余金	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月11日

前連結会計年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	-	-	5,491,490
合計	5,491,490	-	-	5,491,490
自己株式				
普通株式	5,977	50	-	6,027
合計	5,977	50	-	6,027

(注) 普通株式の自己株式数の増加50株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成18年12月22日 定時株主総会	普通株式	93,253	17	平成18年9月30日	平成18年12月25日
平成19年5月10日 取締役会	普通株式	41,141	7.5	平成19年3月31日	平成19年6月11日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	52,111	利益剰余金	9.5	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)												
現金及び現金同等物の中間期末残 高と中間連結貸借対照表に掲記さ れている科目の金額との関係	現金及び現金同等物の期末残高と 連結貸借対照表に掲記されている 科目の金額との関係												
<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,147,656千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を 超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">3,688千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,143,968千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,147,656千円	預入期間が3か月を 超える定期預金等	3,688千円	現金及び現金同等物	2,143,968千円	<table> <tr> <td>現金及び預金勘定</td> <td style="text-align: right;">2,438,583千円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3か月を 超える定期預金等</td> <td style="text-align: right;">3,590千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,434,992千円</td> </tr> </table>	現金及び預金勘定	2,438,583千円	預入期間が3か月を 超える定期預金等	3,590千円	現金及び現金同等物	2,434,992千円
現金及び預金勘定	2,147,656千円												
預入期間が3か月を 超える定期預金等	3,688千円												
現金及び現金同等物	2,143,968千円												
現金及び預金勘定	2,438,583千円												
預入期間が3か月を 超える定期預金等	3,590千円												
現金及び現金同等物	2,434,992千円												

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)				前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械装置及び運搬具	95,900	59,670	36,229	機械装置及び運搬具	95,900	66,679	29,220
その他の有形固定資産	40,687	23,965	16,722	その他の有形固定資産	40,517	28,870	11,646
合計	136,587	83,636	52,951	合計	136,417	95,550	40,866
2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内				1年内			
24,181千円				19,284千円			
1年超				1年超			
30,007千円				22,309千円			
合計				合計			
54,188千円				41,594千円			
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料			
12,611千円				25,283千円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額			
11,945千円				23,881千円			
支払利息相当額				支払利息相当額			
486千円				987千円			
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成19年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	26,593	45,000	18,407
(2) 債券			
国債	499,681	500,800	1,118
合計	526,274	545,800	19,525

2. 時価評価されていない主な有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額(千円)
その他有価証券	
非上場株式	54,000
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	38,871

前連結会計年度末(平成19年9月30日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
(1) 株式	27,806	39,972	12,166
(2) 債券			
国債	499,752	500,700	947
合計	527,558	540,672	13,113

2. 時価評価されていない主な有価証券

内容	連結貸借対照表計上額(千円)
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	32,833

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成19年3月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成19年9月30日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

前中間連結会計期間において付与したストック・オプションはないため、該当事項はありません。

前連結会計年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 5名 当社の監査役 1名 当社の従業員 63名	当社の取締役 4名 当社の監査役 1名 当社の従業員 222名
ストック・オプション数(注)	普通株式 272,000株	普通株式 376,400株
付与日	平成16年2月5日	平成16年12月22日
権利確定条件	新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社の取締役、監査役もしくは従業員たる地位にあることを要する。 ただし、任期満了による退任又は定年退職によりかかる地位を喪失した場合は、権利行使を認める。	同左
対象勤務期間	該当事項はありません。	該当事項はありません。
権利行使期間	自平成17年12月20日 至平成20年12月19日	自平成18年12月23日 至平成21年12月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

	電子機器事業 (千円)	繊維機器事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,629,717	566,206	3,195,923	-	3,195,923
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,629,717	566,206	3,195,923	-	3,195,923
営業費用	2,405,908	506,575	2,912,484	-	2,912,484
営業利益	223,809	59,630	283,439	-	283,439

(注) 1. 事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
電子機器事業	液晶製造機器 半導体製造機器 マルチワイヤーソー
繊維機器事業	自動裁断機 自動縫製機

前連結会計年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

	電子機器事業 (千円)	繊維機器事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	5,797,385	1,210,194	7,007,580	-	7,007,580
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	5,797,385	1,210,194	7,007,580	-	7,007,580
営業費用	5,123,156	1,093,809	6,216,966	-	6,216,966
営業利益	674,229	116,384	790,613	-	790,613

(注) 1. 事業は、製品の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
電子機器事業	液晶製造機器 半導体製造機器 マルチワイヤーソー
繊維機器事業	自動裁断機 自動縫製機

3. 会計方針の変更

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」の「4. 会計処理基準に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおり、当社は法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これによるセグメントに与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	日本 (千円)	中国 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,862,579	333,344	3,195,923	-	3,195,923
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	8,140	1,348	9,488	(9,488)	-
計	2,870,719	334,692	3,205,411	(9,488)	3,195,923
営業費用	2,657,238	269,373	2,926,611	(14,127)	2,912,484
営業利益	213,480	65,319	278,800	4,639	283,439

(注) 営業費用のうち消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用はありません。

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

本邦の売上高及び資産の金額は、全セグメントの売上高の合計及び全セグメントの資産の金額の合計額に占める割合がいずれも90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	アジア・オセアニア	北米	欧州	計
海外売上高（千円）	1,469,464	163,015	11,080	1,643,560
連結売上高（千円）	-	-	-	3,195,923
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	46.0	5.1	0.3	51.4

- （注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
- 2．各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。
- （1）アジア・オセアニア 中国、台湾、韓国
- （2）北米 アメリカ
- （3）欧州 イタリア、トルコ、ロシア
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前連結会計年度（自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日）

	アジア・オセアニア	北米	欧州	その他の地域	計
海外売上高（千円）	3,057,814	251,353	162,562	178,590	3,650,321
連結売上高（千円）	-	-	-	-	7,007,580
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	43.6	3.6	2.3	2.5	52.1

- （注）1．国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
- 2．各区分に属する国又は地域の主な内訳は次のとおりであります。
- （1）アジア・オセアニア 中国、台湾、韓国
- （2）北米 アメリカ
- （3）欧州 ドイツ、イギリス、ポーランド
- （4）その他地域 メキシコ
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり純資産額 988円15銭	1株当たり純資産額 1,027円73銭
1株当たり中間純利益 30円15銭	1株当たり当期純利益 77円75銭
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 30円11銭	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり中間(当期)純利益		
中間(当期)純利益(千円)	165,406	426,516
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	165,406	426,516
普通株式の期中平均株式数(株)	5,485,513	5,485,504
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益		
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳		
新株予約権(株)	7,033	-
普通株式増加数(株)	7,033	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年12月19日 (新株予約権178個 178,000株) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年12月19日 (新株予約権173個 173,000株) 平成16年12月22日 (新株予約権3,658個 365,800株) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	前連結会計年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
該当事項はありません。	<p>連結子会社の異動</p> <p>当社の連結子会社である上海高鳥機電科技有限公司は、平成19年7月17日に上海和鷹機電科技有限公司に対して第三者割当増資（払込金額950,000USドル）を実施いたしました。</p> <p>この結果、当社の出資比率は90.00%から47.25%に低下し、翌連結会計年度より上海高鳥機電科技有限公司は連結子会社から関連会社となりました。</p>

(2)【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日)				
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)			
(資産の部)										
流動資産										
1.現金及び預金		2,116,920		1,962,665		2,417,132				
2.受取手形	5	408,351		474,970		569,022				
3.売掛金		1,370,067		1,873,910		1,742,401				
4.たな卸資産		1,220,976		1,121,360		1,358,619				
5.その他		333,481		182,714		203,794				
流動資産合計			5,449,798	68.7		5,615,621	68.3	6,290,969	72.4	
固定資産										
1.有形固定資産	1									
(1)建物	2	957,922		912,888		933,822				
(2)土地	2	608,593		609,679		608,946				
(3)その他		146,923		135,193		142,723				
計		1,713,439		1,657,761		1,685,492				
2.無形固定資産		28,295		36,980		27,544				
3.投資その他の資産										
(1)投資有価証券		741,061		913,949		675,895				
(2)その他		2,901		3,623		3,628				
計		743,962		917,572		679,524				
固定資産合計			2,485,697	31.3		2,612,314	31.7		2,392,560	27.6
資産合計			7,935,496	100.0		8,227,935	100.0		8,683,530	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成19年3月31日)		当中間会計期間末 (平成20年3月31日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年9月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1. 買掛金		1,597,227		1,491,884		1,901,371	
2. 1年以内に返済予定の長期借入金	2	180,000		-		165,000	
3. 前受金		-		440,553		370,423	
4. 賞与引当金		141,083		138,251		204,496	
5. 役員賞与引当金		-		-		11,000	
6. 部品交換損失引当金		954		-		-	
7. その他		507,696		317,532		335,454	
流動負債合計		2,426,961	30.6	2,388,222	29.0	2,987,746	34.4
固定負債							
1. 役員退職慰労引当金		66,933		69,967		68,450	
2. その他		15,598		15,587		17,042	
固定負債合計		82,532	1.0	85,555	1.1	85,492	1.0
負債合計		2,509,493	31.6	2,473,777	30.1	3,073,239	35.4
(純資産の部)							
株主資本							
1. 資本金		963,230	12.1	963,230	11.7	963,230	11.1
2. 資本剰余金							
資本準備金		1,352,321		1,352,321		1,352,321	
資本剰余金合計		1,352,321	17.0	1,352,321	16.4	1,352,321	15.6
3. 利益剰余金							
(1) 利益準備金		95,460		95,460		95,460	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		2,776,000		2,976,000		2,776,000	
繰越利益剰余金		228,140		367,381		417,622	
利益剰余金合計		3,099,600	39.1	3,438,841	41.8	3,289,082	37.9
4. 自己株式		3,889	0.0	3,947	0.0	3,923	0.1
株主資本合計		5,411,263	68.2	5,750,445	69.9	5,600,711	64.5
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金		14,739	0.2	3,712	0.0	9,580	0.1
評価・換算差額等合計		14,739	0.2	3,712	0.0	9,580	0.1
純資産合計		5,426,002	68.4	5,754,158	69.9	5,610,291	64.6
負債純資産合計		7,935,496	100.0	8,227,935	100.0	8,683,530	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)		当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)		前事業年度の要約損益計算書 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)				
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)			
売上高			2,870,719	100.0		3,224,232	100.0		6,356,477	100.0
売上原価			2,075,156	72.3		2,302,861	71.4		4,575,971	72.0
売上総利益			795,562	27.7		921,371	28.6		1,780,506	28.0
販売費及び一般管理 費			582,081	20.3		614,177	19.1		1,096,315	17.2
営業利益			213,480	7.4		307,193	9.5		684,190	10.8
営業外収益	2		14,870	0.5		19,121	0.6		32,671	0.5
営業外費用	3		9,233	0.3		6,051	0.2		19,799	0.3
経常利益			219,118	7.6		320,263	9.9		697,061	11.0
特別利益			2,361	0.1		-	-		4,004	0.1
特別損失			221	0.0		-	-		54,253	0.9
税引前中間(当期) 純利益			221,258	7.7		320,263	9.9		646,813	10.2
法人税、住民税及 び事業税		2,257			89,438			63,814		
法人税等調整額		114,468	116,726	4.1	28,953	118,392	3.6	247,843	311,658	4.9
中間(当期)純利益			104,531	3.6		201,870	6.3		335,155	5.3

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間の株主資本等変動計算書（自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年9月30日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	95,460	2,376,000	616,862	3,088,322	3,889	5,399,985	
中間会計期間中の変動額									
別途積立金の積立(千円)				400,000	400,000	-		-	
剰余金の配当(千円)					93,253	93,253		93,253	
中間純利益(千円)					104,531	104,531		104,531	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)(千円)						-		-	
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	-	400,000	388,721	11,278	-	11,278	
平成19年3月31日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	95,460	2,776,000	228,140	3,099,600	3,889	5,411,263	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成18年9月30日 残高 (千円)	15,457	5,415,442
中間会計期間中の変動額		
別途積立金の積立(千円)		-
剰余金の配当(千円)		93,253
中間純利益(千円)		104,531
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)(千円)	717	717
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	717	10,560
平成19年3月31日 残高 (千円)	14,739	5,426,002

当中間会計期間の株主資本等変動計算書（自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
平成19年9月30日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	95,460	2,776,000	417,622	3,289,082	3,923	5,600,711	
中間会計期間中の変動額									
別途積立金の積立(千円)				200,000	200,000	-		-	
剰余金の配当(千円)					52,111	52,111		52,111	
中間純利益(千円)					201,870	201,870		201,870	
自己株式の取得(千円)						-	24	24	
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)(千円)						-		-	

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	-	-	-	200,000	50,241	149,758	24	149,734	
平成20年3月31日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	95,460	2,976,000	367,381	3,438,841	3,947	5,750,445	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成19年9月30日 残高 (千円)	9,580	5,610,291
中間会計期間中の変動額		
別途積立金の積立(千円)		-
剰余金の配当(千円)		52,111
中間純利益(千円)		201,870
自己株式の取得(千円)		24
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額 (純額)(千円)	5,867	5,867
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	5,867	143,866
平成20年3月31日 残高 (千円)	3,712	5,754,158

前事業年度の株主資本等変動計算書(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
平成18年9月30日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	95,460	2,376,000	616,862	3,088,322	3,889	5,399,985	
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立(千円)				400,000	400,000	-		-	
剰余金の配当(千円)					134,395	134,395		134,395	
当期純利益(千円)					335,155	335,155		335,155	
自己株式の取得(千円)						-	34	34	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) (千円)						-		-	
事業年度中の変動額合計 (千円)	-	-	-	400,000	199,239	200,760	34	200,726	
平成19年9月30日 残高 (千円)	963,230	1,352,321	95,460	2,776,000	417,622	3,289,082	3,923	5,600,711	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
平成18年9月30日 残高 (千円)	15,457	5,415,442
事業年度中の変動額		

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
別途積立金の積立(千円)		-
剰余金の配当(千円)		134,395
当期純利益(千円)		335,155
自己株式の取得(千円)		34
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額) (千円)	5,877	5,877
事業年度中の変動額合計 (千円)	5,877	194,849
平成19年9月30日 残高 (千円)	9,580	5,610,291

【中間キャッシュ・フロー計算書】

前中間会計期間及び前事業年度については、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、「1 中間連結財務諸表等(1) 中間連結財務諸表 中間連結キャッシュ・フロー計算書」において記載しております。

		当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
1. 税引前中間純利益		320,263
2. 減価償却費		49,873
3. 賞与引当金の減少額		66,244
4. 役員賞与引当金の減少額		11,000
5. 役員退職慰労引当金の増加額		1,517
6. 受取利息及び受取配当金		4,049
7. 支払利息		332
8. 売上債権の増加額		37,456
9. たな卸資産の減少額		237,258
10. 仕入債務の減少額		409,487
11. その他		6,711
小計		87,718
12. 利息及び配当金の受取額		3,978
13. 法人税等の支払額		61,849
営業活動によるキャッシュ・フロー		29,847
投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 有形固定資産の取得による支出		15,789
2. 無形固定資産の取得による支出		2,961
3. 投資有価証券の取得による支出		1,197
4. 投資事業組合からの分配による収入		2,015
5. 関係会社株式の取得による支出		249,291
投資活動によるキャッシュ・フロー		267,224
財務活動によるキャッシュ・フロー		
1. 長期借入金の返済による支出		165,000
2. 自己株式の取得による支出		24
3. 配当金の支払額		52,088
財務活動によるキャッシュ・フロー		217,112
現金及び現金同等物に係る換算差額		-
現金及び現金同等物の減少額		454,490
現金及び現金同等物の期首残高		2,415,158
現金及び現金同等物の中間期末残高		1,960,668

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
<p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p>(2) たな卸資産</p>	<p>子会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 中間期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法 製品・仕掛品 個別法による原価法 原材料 移動平均法による原価法 貯蔵品 最終仕入原価法</p>	<p>関連会社株式 移動平均法による原価法 其他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左 製品・仕掛品 同左 原材料 同左 貯蔵品 同左</p>	<p>関連会社株式 同左 其他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p> <p>時価のないもの 同左 製品・仕掛品 同左 原材料 同左 貯蔵品 同左</p>
<p>2. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産</p>	<p>定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～50年 機械及び装置 7年～17年</p>	<p>定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～50年 機械及び装置 7年～15年</p> <p>(追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これによる影響額は軽微であります。</p>	<p>定率法を採用しております。 但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 6年～50年 機械及び装置 7年～17年</p> <p>(会計方針の変更) 当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる影響額は軽微であります。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
(2) 無形固定資産	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。	同左	同左
3. 引当金の計上基準			
(1) 貸倒引当金	債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当中間会計期間においては、過去の貸倒実績及び回収不能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。	同左	債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 なお、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不可能と見込まれる債権残高がないため計上しておりません。
(2) 賞与引当金	従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当中間会計期間の負担分を計上しております。	同左	従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担分を計上しております。
(3) 役員賞与引当金			役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。
(4) 部品交換損失引当金	部品の無償交換に伴う損失に備え、当中間会計期間末現在未交換の部品全数量を交換するための費用見込額を計上しております。		
(5) 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく中間会計期間末要支給額を計上しております。	同左	役員の退職慰労金の支給に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

項目	前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)
5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲		中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	
6. その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺の上、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)
(中間貸借対照表) 1. 「投資有価証券」は前中間期まで、投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間期末において資産の総額の100分の5を超えたため区分掲記しております。 なお、前中間期末の「投資有価証券」の金額は205,997千円であります。 2. 前中間期において区分掲記しておりました「前受金」は、負債及び純資産の合計額の100分の5以下となったため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 なお、当中間期末の「前受金」の金額は276,883千円であります。	(中間貸借対照表) 1. 「前受金」は前中間期において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりましたが、当中間期末において負債及び純資産の合計額の100分の5を超えたため区分掲記しております。 なお、前中間期末の「前受金」の金額は276,883千円であります。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成19年3月31日)	当中間会計期間末 (平成20年3月31日)	前事業年度末 (平成19年9月30日)
1.有形固定資産の減価償却累計額は2,770,279千円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は2,856,987千円であります。	1.有形固定資産の減価償却累計額は2,812,469千円であります。
2.担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1)担保に供している資産 建物 956,871千円 土地 542,934千円 計 1,499,805千円 (2)上記に対応する債務 1年以内に返済予定の長期借入金 180,000千円 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県に対する借入金 155,719千円 計 335,719千円	2.担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1)担保に供している資産 建物 911,917千円 土地 496,957千円 計 1,408,874千円 (2)上記に対応する債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県に対する借入金 137,240千円 なお、上記担保提供資産のうち、建物834,016千円、土地236,795千円については、銀行借入金の担保に供しておりますが、平成20年3月31日現在、担保提供先からの借入金残高はありません。	2.担保に供している資産及びこれに対応する債務は次のとおりであります。 (1)担保に供している資産 建物 932,813千円 土地 496,957千円 計 1,429,770千円 (2)上記に対応する債務 1年以内に返済予定の長期借入金 165,000千円 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県に対する借入金 155,719千円 計 320,719千円
3.保証債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金155,719千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。 また、子会社である上海高鳥機電科技有限公司の金融機関からの借入金29,013千円(1,900千円)に対し、債務保証を行っております。	3.保証債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金137,240千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。	3.保証債務 奈良県ハイテク工場団地協同組合の奈良県からの借入金155,719千円に対し、同組合員と連帯して債務保証を行っております。
4.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と特殊当座借越契約を締結しております。当該契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 特殊当座借越極度額 300,000千円 借入実行残高 -千円 差引額 300,000千円	4.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と特殊当座借越契約を締結しております。当該契約に基づく当中間会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 特殊当座借越極度額 300,000千円 借入実行残高 -千円 差引額 300,000千円	4.当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と特殊当座借越契約を締結しております。当該契約に基づく当期末の借入未実行残高は以下のとおりであります。 特殊当座借越極度額 300,000千円 借入実行残高 -千円 差引額 300,000千円

前中間会計期間末 (平成19年3月31日)	当中間会計期間末 (平成20年3月31日)	前事業年度末 (平成19年9月30日)
<p>5. 中間会計期間末日満期手形の会計処理</p> <p>中間会計期間末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当中間会計期間末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末残高から除かれている中間会計期間末日満期手形は、次のとおりであります。</p> <p>受取手形 55,579千円</p>	<p>5.</p>	<p>5. 期末日満期手形の会計処理</p> <p>期末日満期手形の会計処理については、満期日をもって決済処理しております。従って、当事業年度末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。</p> <p>なお、当事業年度末残高から除かれている期末日満期手形は、次のとおりであります。</p> <p>受取手形 14,903千円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1. 減価償却実施額 有形固定資産 41,053千円 無形固定資産 3,658千円	1. 減価償却実施額 有形固定資産 44,882千円 無形固定資産 4,991千円	1. 減価償却実施額 有形固定資産 83,888千円 無形固定資産 7,917千円
2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 699千円 有価証券利息 2,317千円 受取ロイヤリ ティー 3,950千円 受取地代 2,430千円	2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 1,363千円 有価証券利息 2,345千円 受取ロイヤリ ティー 4,673千円 受取地代 3,984千円	2. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 2,038千円 有価証券利息 4,643千円 受取ロイヤリ ティー 7,207千円 受取地代 5,637千円
3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,776千円 租税公課 984千円 投資事業組合損 失 3,804千円 損失補償金 1,819千円	3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 332千円 租税公課 1,044千円 投資事業組合損 失 3,360千円	3. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 3,129千円 租税公課 2,088千円 投資事業組合 損失 10,024千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自平成18年10月1日至平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数(株)	当中間会計期間減少 株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
普通株式	5,977	-	-	5,977
合計	5,977	-	-	5,977

当中間会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数(株)	当中間会計期間増 加株式数(株)	当中間会計期間減 少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	5,491,490	-	-	5,491,490
合計	5,491,490	-	-	5,491,490
自己株式				
普通株式(注)	6,027	47	-	6,074
合計	6,027	47	-	6,074

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加47株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当 額(円)	基準日	効力発生日
平成19年12月21日 定時株主総会	普通株式	52,111	9.5	平成19年9月30日	平成19年12月25日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間会計期間末後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月14日 取締役会	普通株式	46,626	利益剰余金	8.5	平成20年3月31日	平成20年6月9日

前事業年度(自平成18年10月1日至平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前期末株式数 (株)	当期増加株式数 (株)	当期減少株式数 (株)	当期末株式数 (株)
自己株式				
普通株式	5,977	50	-	6,027
合計	5,977	50	-	6,027

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加50株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)	
現金及び現金同等物の中間期末残 高と中間貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係	
現金及び預金勘定	1,962,665千円
預入期間が3か月を 超える定期預金等	1,996千円
現金及び現金同等物	<u>1,960,668千円</u>

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自平成18年10月1日 至平成19年3月31日)				当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)				前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)			
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引				リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引			
1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額			
	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	期末残高相当額 (千円)
機械及び装置	89,000	57,569	31,430	機械及び装置	89,000	70,207	18,792	機械及び装置	89,000	63,888	25,111
車両及び運搬具	6,900	2,101	4,798	車両及び運搬具	6,900	3,481	3,418	車両及び運搬具	6,900	2,791	4,108
工具器具及び備品	40,687	23,965	16,722	工具器具及び備品	31,936	18,841	13,094	工具器具及び備品	40,517	28,870	11,646
合計	136,587	83,636	52,951	合計	127,836	92,530	35,305	合計	136,417	95,550	40,866
2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料中間期末残高相当額				2. 未経過リース料期末残高相当額			
1年内				1年内				1年内			
24,181千円				14,128千円				19,284千円			
1年超				1年超				1年超			
30,007千円				21,575千円				22,309千円			
合計				合計				合計			
54,188千円				35,703千円				41,594千円			
3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額				3. 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額			
支払リース料				支払リース料				支払リース料			
12,611千円				12,346千円				25,283千円			
減価償却費相当額				減価償却費相当額				減価償却費相当額			
11,945千円				11,637千円				23,881千円			
支払利息相当額				支払利息相当額				支払利息相当額			
486千円				378千円				987千円			
4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法				4. 減価償却費相当額の算定方法			
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。				同左				同左			
5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法				5. 利息相当額の算定方法			
リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。				同左				同左			

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成19年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成20年3月31日)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
(1) 株式	29,004	32,892	3,888
(2) 債券			
国債	499,822	502,000	2,177
合計	528,827	534,892	6,065

2. 時価評価されていない主な有価証券

	中間貸借対照表計上額(千円)
(1) 子会社及び関連会社株式 関連会社株式	351,681
(2) その他有価証券 投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への 投資	27,375

前事業年度末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末(平成20年3月31日)

デリバティブ取引を全く利用しておりませんので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当中間会計期間(自平成19年10月1日至平成20年3月31日)

当中間会計期間において付与したストックオプションはないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	351,681
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	376,237
持分法を適用した場合の投資利益の金額 (千円)	7,794

(1株当たり情報)

「1株当たり情報」は、前中間会計期間については中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しておりません。

当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり純資産額 1,048円99銭	1株当たり純資産額 1,022円76銭
1株当たり中間純利益 36円80銭	1株当たり当期純利益 61円10銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当中間会計期間 (自平成19年10月1日 至平成20年3月31日)	前事業年度 (自平成18年10月1日 至平成19年9月30日)
1株当たり中間(当期)純利益		
中間(当期)純利益(千円)	201,870	335,155
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	201,870	355,155
普通株式の期中平均株式数(株)	5,485,441	5,485,504
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年12月19日 (新株予約権173個 173,000株) 平成16年12月22日 (新株予約権3,653個 365,300株) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。</p>	<p>新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年12月19日 (新株予約権173個 173,000株) 平成16年12月22日 (新株予約権3,658個 365,800株) なお、新株予約権の概要は、「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権の状況」に記載のとおりであります。</p>

(重要な後発事象)

<p>前中間会計期間 (自 平成18年10月1日 至 平成19年3月31日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年10月1日 至 平成20年3月31日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年10月1日 至 平成19年9月30日)</p>
<p>該当事項はありません。</p>	<p>株式取得による会社等の関連会社化</p> <p>(1) 概要及び目的</p> <p>当社は、平成20年3月21日開催の取締役会において、ウインテスト株式会社の第三者割当増資を引き受けること(関連会社化)及び業務提携を行うことを決定し、平成20年4月7日に払込を実施いたしました。</p> <p>当社は、フラットパネルディスプレイ及び撮像素子の検査装置メーカーであるウインテスト株式会社とそれぞれの経営資源と総合力を相互に有効活用し、両社の事業基盤の強化及び拡大を図ることを目的として、第三者割当増資を引き受けるとともに業務提携を締結することを決定いたしました。</p> <p>(2) 関連会社化する会社の名称、事業内容及び規模</p> <p>a. 名称 ウインテスト株式会社</p> <p>b. 事業内容 フラットパネルディスプレイ及び撮像素子の検査装置の開発、設計、販売</p> <p>c. 規模(平成20年1月31日現在) 資本金 597,121千円 純資産 899,370千円 総資産 1,141,466千円</p> <p>d. 株式取得の時期 平成20年4月7日</p> <p>e. 取得する株式の数、取得価額及び取得後の持株比率 取得する株式の数 21,578株 取得価額 799,961千円 持株比率 43.7%</p> <p>(3) 資金調達の方法 取得資金はすべて自己資金によっております。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(2) 【その他】

平成20年5月14日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (イ) 中間配当による配当金の総額 | 46,626千円 |
| (ロ) 1株当たりの金額 | 8円50銭 |
| (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 | 平成20年6月9日 |

(注) 平成20年3月31日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払を行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書及びその添付書類

平成19年12月25日近畿財務局長に提出

事業年度（第51期）（自平成18年10月1日至平成19年9月30日）

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月21日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカトリ及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年6月21日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成18年10月1日から平成19年9月30日までの第51期事業年度の中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカトリの平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年10月1日から平成19年3月31日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年6月16日

株式会社タカトリ

取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 芝池 勉 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 健一郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカトリの平成19年10月1日から平成20年9月30日までの第52期事業年度の中間会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカトリの平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成19年10月1日から平成20年3月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。